平成２４年（フ）第１８７号
愛媛県松山市和泉南３丁目４番34号
債務者　中須賀あかね
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９１号
愛媛県松山市星岡５丁目６番10号
債務者　城戸　和彦
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２００号
愛媛県東温市田窪1230番地２
債務者　山内　知美
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１４号
愛媛県松山市余戸中５丁目３番20号　アネシスヴィブ余戸401
債務者　柴田　典子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１６号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田1118番地
債務者　森田ユキヱ
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２０号
愛媛県松山市春日町10番地４　山十マンション205号
債務者　越智　悠介
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４号
福岡県田川郡福智町神崎1548番地
債務者　池長　恒雄
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第９８号
北海道上川郡当麻町６条東３丁目１番６号、申立時の住所佐賀県佐賀市神園５丁目２番38号
債務者　山田　貴子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１００号
佐賀市大和町大字久池井849番地７
債務者　山口　信久
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７９２７号
東京都葛飾区水元２丁目16―１―Ｃ―201
債務者　河野　儀則
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９５６号
東京都東村山市野口町１丁目26―21　第１小山ハイツ303
債務者　武田　　努
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８００３号
東京都江東区東陽１丁目11―５―205
債務者　関野都也子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８００６号
東京都足立区足立４丁目31―15―102
債務者　稲葉　孝行
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８００７号
東京都足立区足立４丁目31―15―102
債務者　稲葉千鶴子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０１４号
東京都葛飾区堀切３丁目28―15
債務者　坂牧　光子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０２６号
東京都江戸川区南葛西２丁目７―14―306
債務者　山田しのぶ
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部